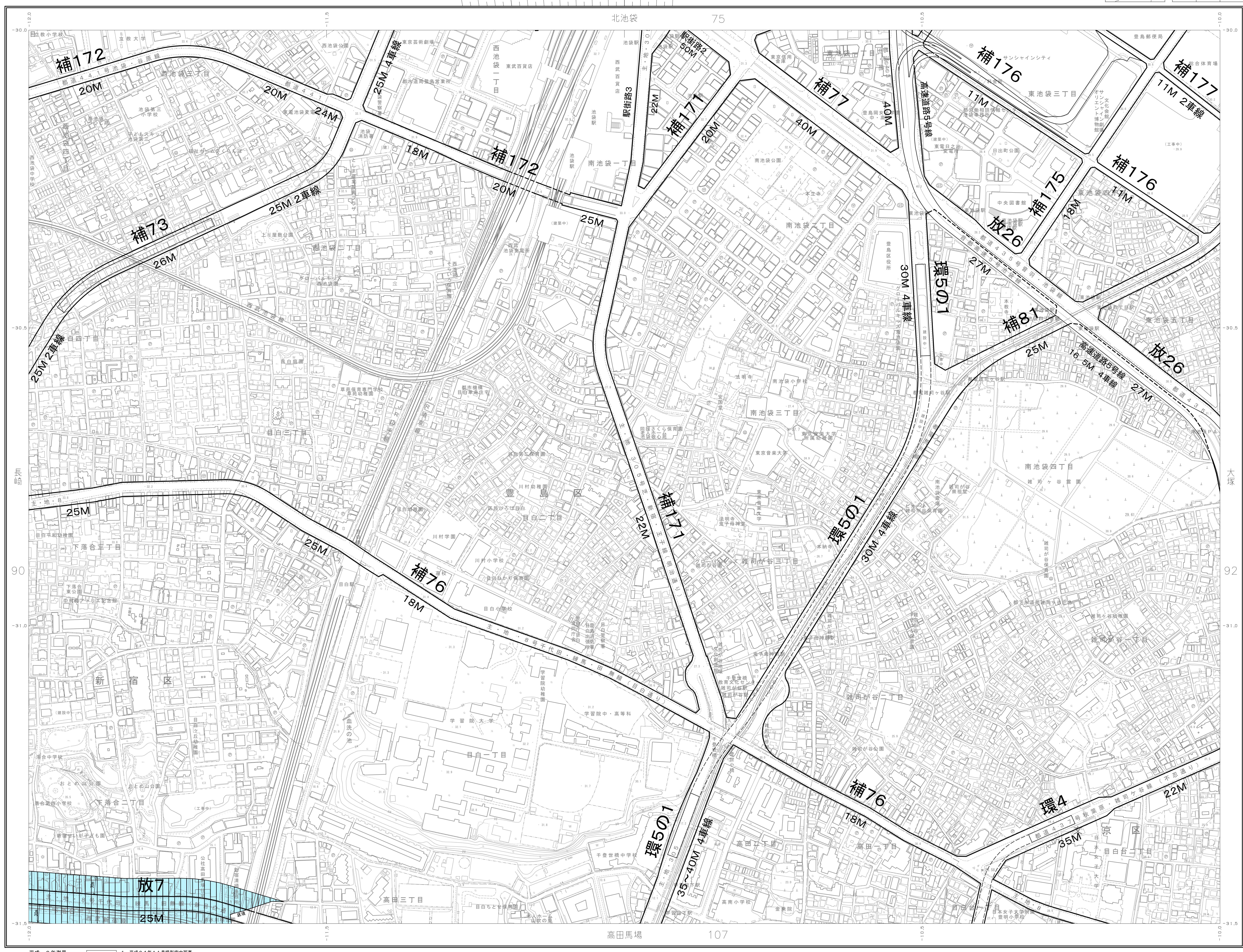


新宿区 中高層階住環境保全地区（案）

1 : 2,500 東京都市計画中高層階住環境保全地区（新宿区決定）計画図 9
28-5 (IX-LD07-1)

池袋

 <p>豊島区 東京都 新宿区 文京区</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">千川 19-19</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">北池袋 19-20</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">巣鴨 20-16</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">長崎 28-4</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"></td><td style="text-align: center; padding: 5px;">大塚 29-1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">東中野 28-9</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">高田馬場 28-10</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">江戸川橋 29-6</td></tr> </tbody> </table>	千川 19-19	北池袋 19-20	巣鴨 20-16	長崎 28-4		大塚 29-1	東中野 28-9	高田馬場 28-10	江戸川橋 29-6
千川 19-19	北池袋 19-20	巣鴨 20-16								
長崎 28-4		大塚 29-1								
東中野 28-9	高田馬場 28-10	江戸川橋 29-6								



平成 9年測量
平成 16年修正
平成 21年修正
平成 26年修正

1. 平成 24年 11月撮影空中写真
2. 平成 25年 7月現地調査

1 : 2, 500

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24閏公第269号
著作権所有者 東京都都市整備局
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
株式会社ミッドマップ東京
(承認番号) 6都市基交測第230号、(承認番号) MMT利許第06-K104-13号 許可なく複製を禁ずる
(承認番号) 6都市基街都第250号、令和7年1月10日
(承認番号) 6都市基交都第65号、令和7年1月17日

方眼の縦線の上の方向)に対する真
は、東偏約 $10'$
する磁北の偏差(磁気偏角)は、「
年值磁気偏角一覧図(国土地理院)」
約 $7^\circ 00'$
共基準点等への無断立入は禁ずる。

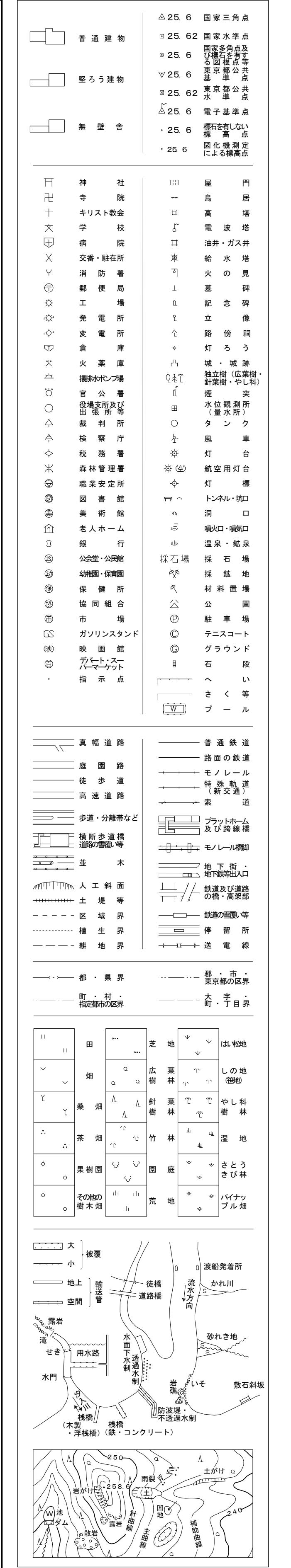
新宿区 中高層階住環境保全地区(案)

1 : 2,500 東京都市計画中高層階住環境保全地区(新宿区決定) 計画図 106
28-9 (IX-LD06-4)

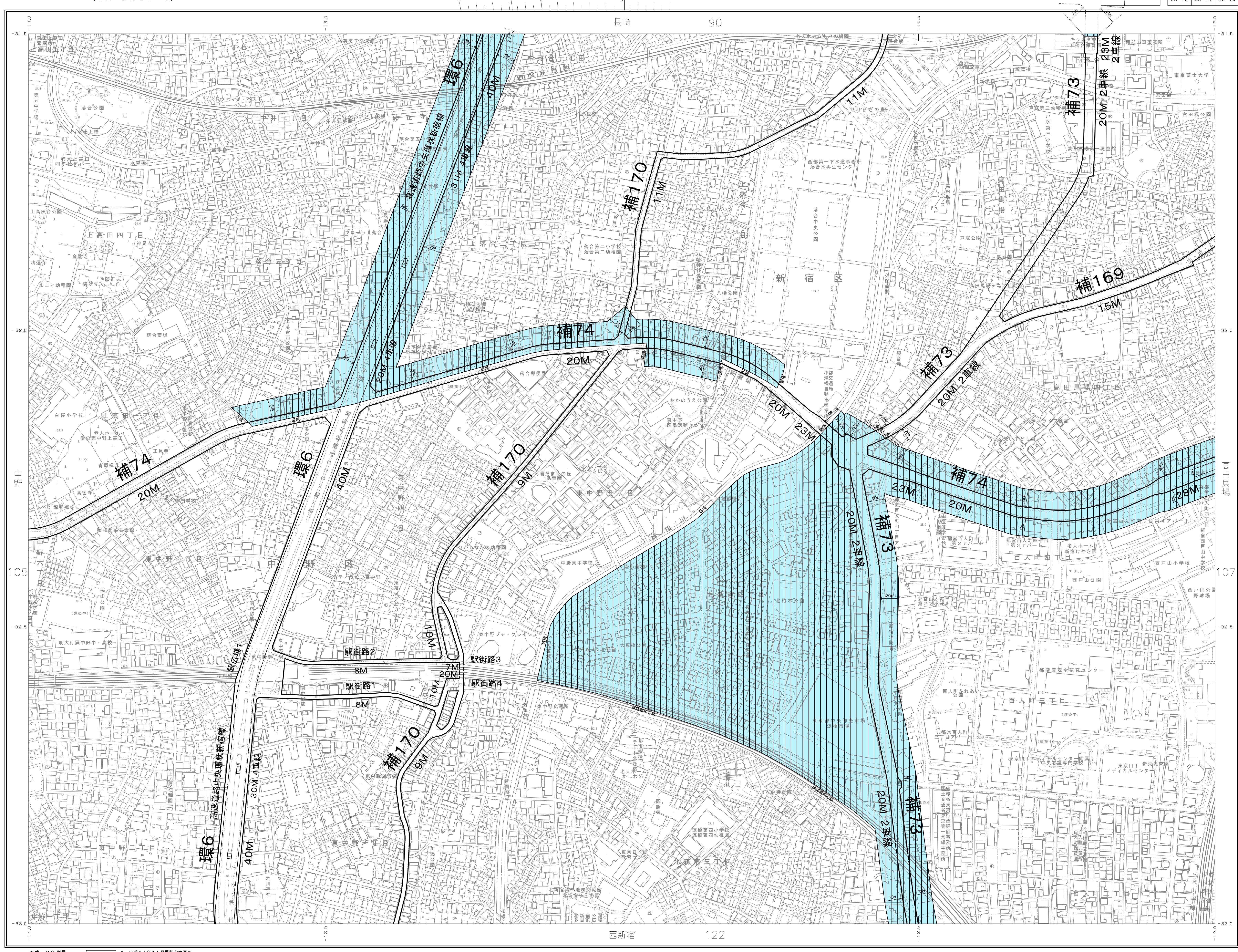
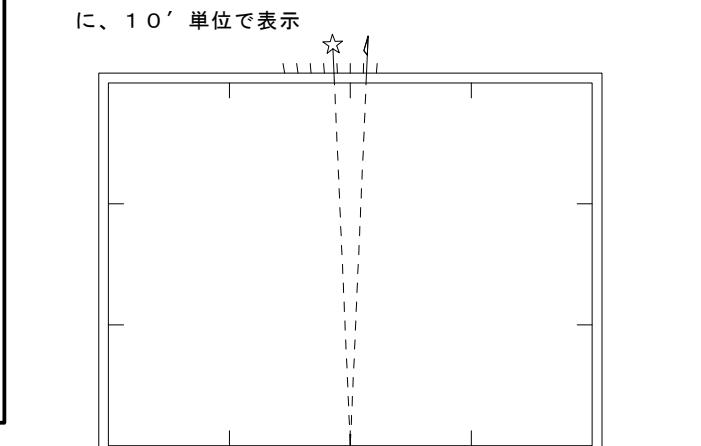
東中野

江古田	28-4	長崎	28-5
中野	28-8	高田馬場	28-10
中野南	28-13	西新宿	歌舞伎町
	28-14		28-15

凡例



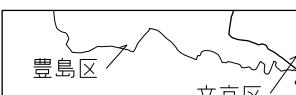
- 標準基点は、平成十四年国土交通省告示第9号の規範による平高直角座標系の第1標準基点。
- 段差は、横メルカトル図。
- 平高直角座標は、世界地図系で、内訳の標準基点は、北緯35度45分、東経139度45分、標高1メートルの位置。
- 南北(メルカトル図)の距離は、東京湾平均海面距離(T.P.)
- 南北(メルカトル図)の間隔は、2メートル。
- 南北(地図の北の方針)の基準は、(墨石付)の北が用い方針は、下辺の図と墨石の中央における距離方程式の点を中心として、上辺の図上に、右側(東北)、左側(西北)で示した方位。
- この場合、南北(墨石)は、30°単位の目盛りに、10°単位で表示。



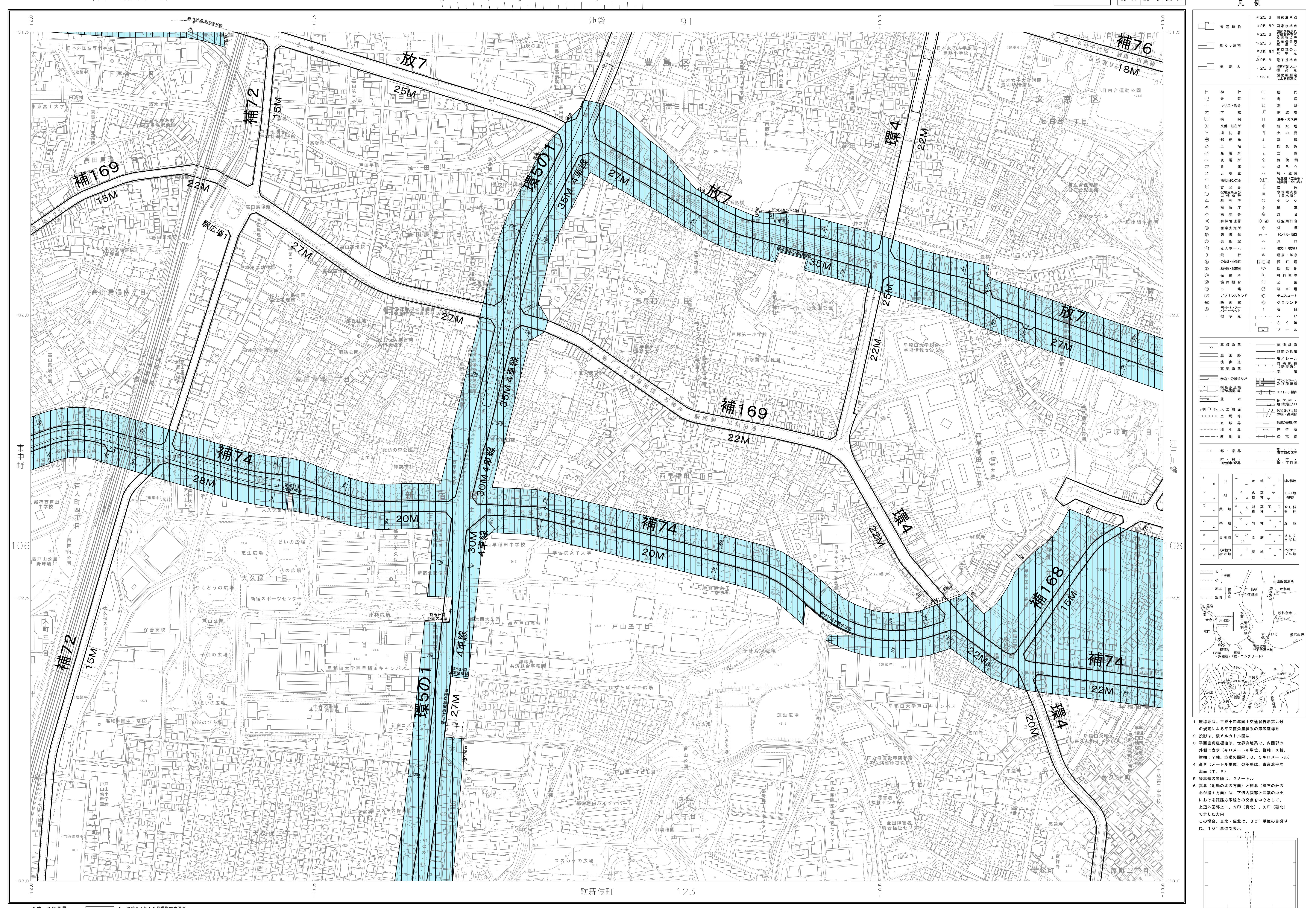
新宿区 中高層階住環境保全地区（案）

1 : 2,500 東京都市計画中高層階住環境保全地区（新宿区決定）計画図 10
28-10 (IX-LD07-3)

高田馬場

	長崎 28-4	池袋 28-5	大塚 29-1
東中野 28-9			江戸川橋 29-6
西新宿 28-14	歌舞伎町 28-15		市ヶ谷 29-11

凡例



平成 9年測量
平成 16年修正
平成 21年修正
平成 22年修正

1. 平成 24年 11月撮影空中写真
2. 平成 25年 7月現地調査

1 : 2, 500

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24閏公第269号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 6都市基交測第230号、(承認番号) MMT利許第06-K104-13号
(承認番号) 6都市基街都第250号、令和7年1月10日
(承認番号) 6都市基交都第65号、令和7年1月17日

1) に対する真

に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「
0.年値磁気偏角一覧図（国土地理院）」

西偏約7° 00' 都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

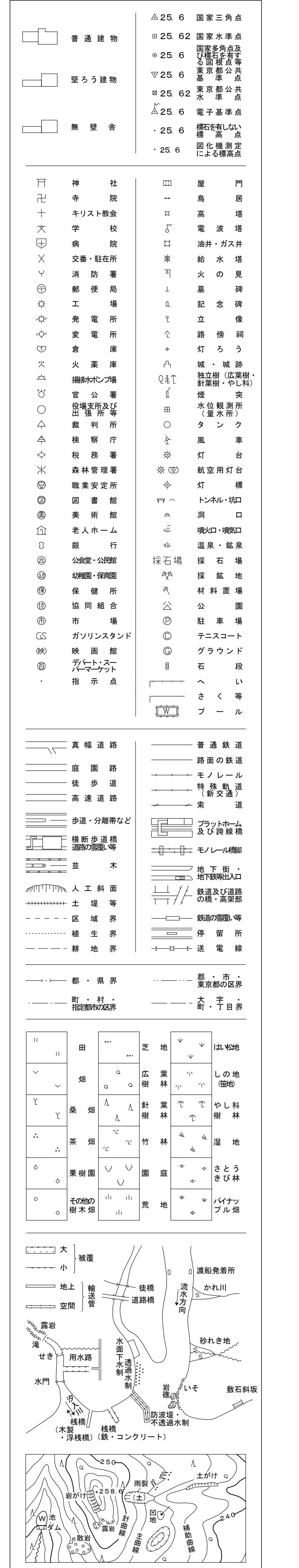
新宿区 中高層階住環境保全地区(案)

1 : 2,500 東京都市計画中高層階住環境保全地区(新宿区決定) 計画図 108
29-6 (IX-LD07-4)

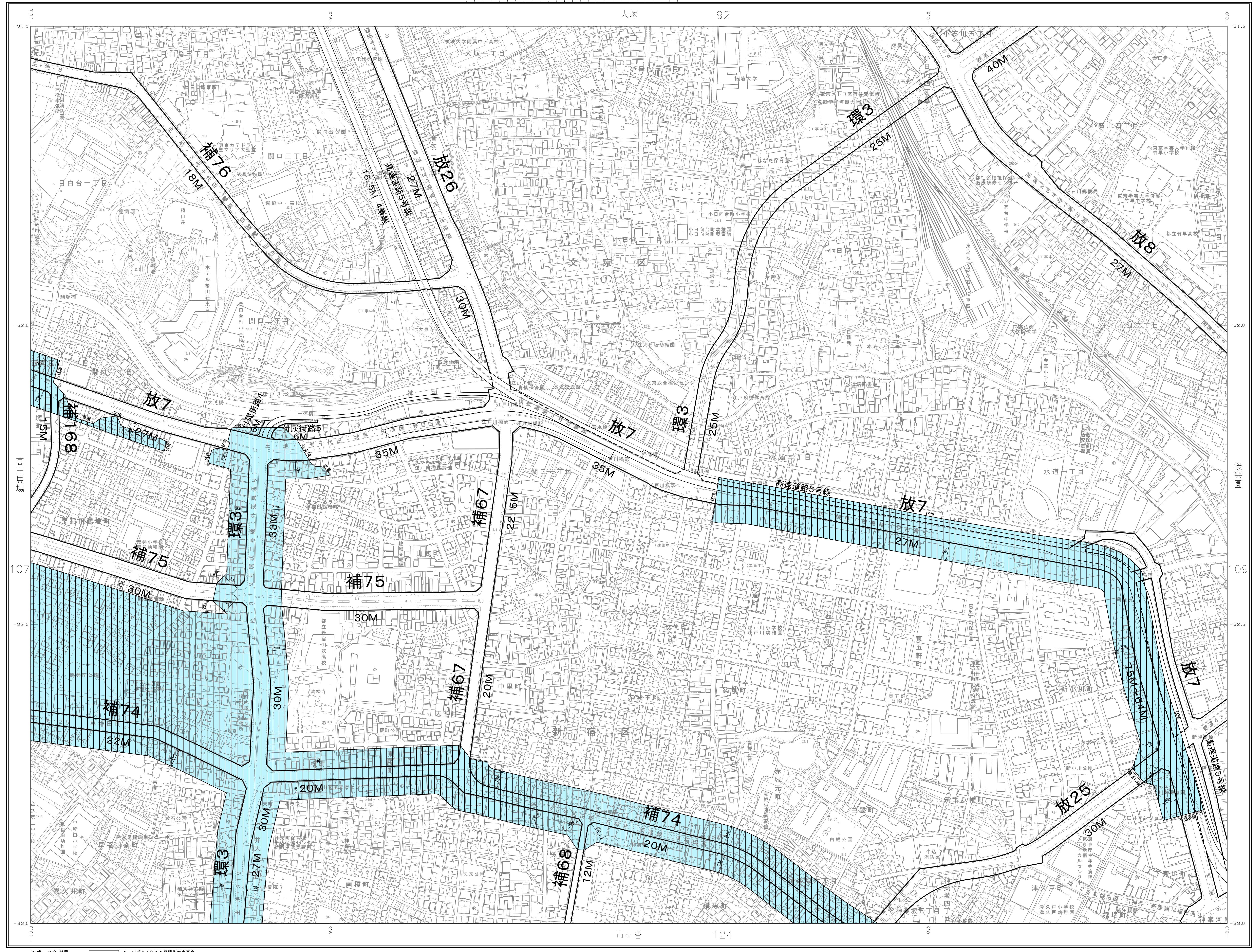
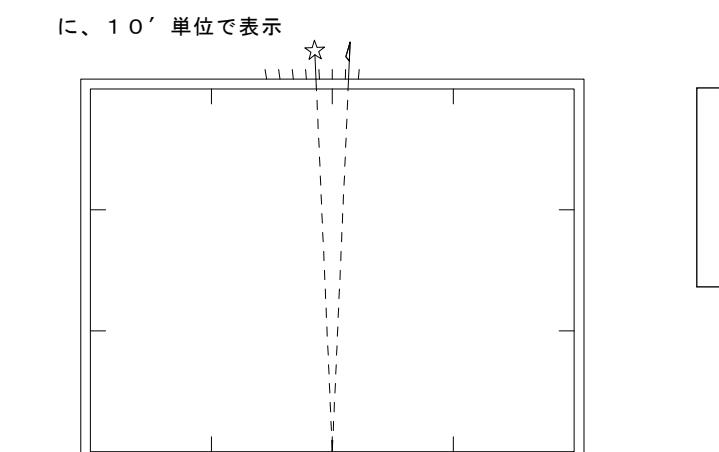
江戸川橋

文京区	池袋 29-1	大塚 29-2	本郷込 29-2
高田馬場	28-10	後楽園 29-7	
歌舞伎町	市ヶ谷 29-11	北の山公園 29-12	

凡例



- 標準区は、平成十四年国土交通省告示第4号の規格による平高直角座標系の第1標準区
- 段差は、横メルカトル図
- 平高直角座標は、世界地図系で、内図の南北の原点を北極、東西の原点を東極、緯度・経度の原点は、緯度0、0.5キロメートル
- 高さ(メートル)は、東京海平面均海水面(P)
- 高さの間隔は、2メートル
- 真北(地図の北の方)は、上記(緯石)針の北が用意の方針は、下辺合図と図中の中央における距離方程式の北点を中心として、上辺合図上に、右北(東北)、左北(西北)で示す方法
- この場合、真北・磁北は、30°単位の目盛りに、10°単位で表示



1. 平成24年1月撮影空中写真
2. 平成25年7月現地踏査
3. 平成26年修正

著作権所有者 東京都都市整備局 株式会社ミツドマップ東京
この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(米認書号)平成24年公第269号。著作権所有者
この地図は、東京都基準点を基準として、東京都基準2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(米認書号) 0都基文部第050号、令和7年1月10日
(米認書号) 0都基文部第050号、令和7年1月11日
8. 真北に対する北の方向(緯石)は、「2010年皆既観測結果一覧表(国土地理院)」
9. 東京都公基準点への無断立入は禁ずる。